

富士市困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画策定業務委託 仕様書

1. 委託業務名

富士市困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画策定業務（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行された。本市においても、関係する支援機関等の取組を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定める。

なお、本計画は、政策的に関連の深い第三次富士市DV対策基本計画の見直しと合わせ、一体的な計画として策定する。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 基礎データの整理・分析

国・県の動向や本市の概要、社会経済的特性及び困難女性支援・DV対策の現状についてのデータを整理するほか、上位計画及び関連計画の施策を把握整理する。

(2) アンケート調査結果の分析・計画への反映

生活支援課にて実施した市民を対象としたアンケート（無作為抽出3,000人）について、調査結果の単純・クロス集計及び分析を行い、計画に反映する。

(3) 課題の整理・分析

基礎データや調査結果から、困難女性支援・DV対策に関する施策を実施する上での課題を整理し、重点課題を抽出する。

(4) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・県の施策及び本市の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(5) 計画骨子・素案の作成

作業結果をもとに計画書の構成を提示し、計画の基本的な考え方、施策体系、推進体制等の計画骨子案、計画素案を作成する。

(6) パブリックコメントの実施支援

計画素案について、パブリックコメントを実施するにあたり、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(7) 計画書・概要版の作成

富士市困難な問題を抱える女性支援計画及びDV対策基本計画を一体的な計画として編集し、計画書本編及び概要版を作成する。

(8) 計画書本編の印刷製本

富士市困難な問題を抱える女性支援計画及びDV対策基本計画本編を100部印刷製本する。(A4、100頁程度、表紙裏刷り4色・本文2色刷、表紙デザインあり)

(9) 会議等の運営支援

ア 計画策定懇話会

地域で活動する民間団体や専門知識を持つ委員(8人)による計画策定懇話会の開催に際して、資料作成、会議出席、議事録作成等の支援を行う。(3回程度開催予定)

イ 計画策定委員会等

計画の策定に際して組織する計画策定委員会(統括主幹・主幹級)の開催に際して、資料作成、会議出席、議事録作成などの支援を行う。(2回程度開催予定)

(10) 計画策定に係る協議・調整

業務の円滑な推進に向けて、担当課と綿密な打合せ、協議を行う。(5回程度)

(11) その他業務支援

本計画は、国の動向及び全国的な取組みを勘案しながら策定を進めるため、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にすることも必要である。受託業者は本計画の策定に関する情報また困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者暴力防止法をはじめ、本計画に関連する法改正に伴う例規(条例、規程・要綱等)に関する国・県・他市町村の情報を適宜提供すること。

5. 成果品

富士市困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画 本編

(A4、100頁程度、表紙裏刷り4色・本文2色刷、表紙デザインあり) 100部

富士市困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画 概要版

(A4、カラー、製本不要) 5部

データCD 1式

6. その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定するものとする。会議の開催回数及び打合せ回数等については、計画策定の進捗に併せて変更することがある。